

平成28年9月14日  
産業政策課  
担当者 道中、住田  
内線 4418、4421  
外線 (076)225-1512

## 平成28年度「石川県知的財産セミナー」の参加者募集について

石川県と一般社団法人石川県発明協会では、知的財産に関する意識向上を図るため、知的財産制度の基礎的な内容や企業における知的財産の必要性・重要性、また、商標をめぐる問題点等について、セミナーを開催しております。

このたび、架空の県産品を題材に、販売にあたりどのような知的財産権の保護が必要か、ケーススタディの形で学び、地域ブランドの効果的な育て方や保護の仕方をえるだ法律特許事務所の久保弁理士より解説いただきます。

### 記

- 1 日 時 平成28年10月28日（金） 13：30～15：30
- 2 場 所 石川県地場産業振興センター新館 5階 第12研修室
- 3 内 容  
県産品の知財戦略  
えるだ法律特許事務所 弁理士 大久保 秀人 氏
- 4 参加費 無料
- 5 定 員 50名
- 6 問い合わせ・申込み  
（一社）石川県発明協会 大川、平林  
FAXまたは電子メールにてお申込み下さい。  
TEL：076-267-5996  
FAX：076-267-8997  
e-mail：hirabayashi@isico.or.jp



産業財産権制度シンボルマーク

## 石川県知的財産セミナー

主催：一般社団法人石川県発明協会  
共催：石川県  
日本弁理士会北陸支部  
日本弁理士会知的財産支援センター

# 県産品の知財戦略(全3回) ～第1回:販売前の戦略～

### 【セミナー概要】

本年度は、全3回のシリーズ企画として、県が新たに開発した架空の県産品「梨」を題材に、オリジナル商品の開発を行うだけでなく加工品の開発も視野に入れた、長期的な販売戦略を考慮して、ブランド力強化のための知財戦略を立案する場合に検討すべき知的財産権の保護をケーススタディの形で学び、自社製品の販売戦略に役立てていただくセミナーを開催します。

第1回は、題材の「梨」を販売するにあたり、どのような知的財産権の保護が必要か、種苗法・商標法・地理的表示法・食品表示法などの制度の違いと、登録が認められなかった事例を参考にしながら、知的財産保護制度を活用した地域ブランドの効果的な育て方、保護の仕方を解説いたします。

また、セミナー終了後、相談会も実施しておりますのでふるってご参加ください。

日時

平成28年10月28日(金) 13時30分～15時30分

会場

石川県地場産業振興センター新館 5F 第12研修室  
金沢市鞍月2-20 (<http://www.isico.or.jp/jibasan/access>)

講師

えるだ法律特許事務所 弁理士 大久保 秀人 氏

定員

50名(定員になり次第、締め切らせて頂きます。)

- ◆ お問い合わせ先 一般社団法人石川県発明協会 担当：大川、平林  
TEL：076-267-5996 FAX：076-267-8997  
e-mail：[hirabayashi@isico.or.jp](mailto:hirabayashi@isico.or.jp)

- ◆ お申込書をFAX、e-mail等で10月25日(火)までにお送り下さい

10月28日(金)『県産品の知財戦略』

参加申込書

御名前	御社名・所属	御住所	電話番号	相談会出欠
	・			
	・			

※ご提供いただきました個人情報は、本セミナーのお申込みの確認及び主催者、共催者の行う各種事業のご案内以外には使用いたしません

※相談を希望される方は、相談会出席欄に○を記入してください。別途、相談内容の確認につきまして、担当よりご連絡させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

：質問欄：

※セミナー出席者の方に、事前に質問事項を伺っております。質問欄に書ききれない場合は、別紙に記載の上、本書と同時にFAX、e-mail等にて添付下さい。また、個別案件に関する質問、細部にわたる質問について、回答できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。